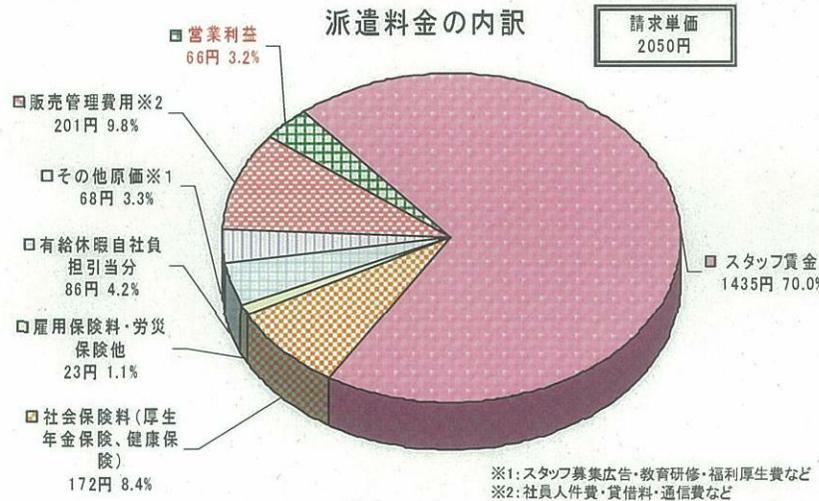




派遣事業主は過剰な利益を得ているわけではありません

平成18年度決算の営業利益率
(各社IR情報より)



業種	営業利益率 (営業利益/売上)
情報通信・半導体 A社	27.5%
酒造製造・販売 B社	26.4%
保健用製品製造・販売 C社	9.8%
半導体製造 D社	16.9%
公共サービス E社	11.8%
酒造製造・販売 F社	28.2%
飲料製品製造・販売 G社	7.3%
半導体 H社	17.6%

人材派遣 I社	4.8%
人材派遣 J社	3.7%

「派遣料金」－「派遣労働者の賃金相当額」＝「利益」

この図式は正しくありません。

社会保険料の事業主負担分は？有給休暇の負担分は？派遣元社員の人件費は？派遣元事業所の家賃は？派遣労働者の募集・広告費は？これらは無料ではないのです。利益率3割の過剰な利益を得ているという意見があります。3割の中には、雇用主として負担すべき費用が含まれており、営業利益は3～4%程度でしかありません。他の業種と比較して決して高いとはいえません。短期派遣の場合には、社会・雇用保険料の負担は少なくなりますが、手続きやマッチングの手間が増え、結果として利益に差はなくなります。